

議会運営委員会

日 時 平成 28 年 9 月 28 日 (水) 午後 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 9月定例会閉会日(9月29日)日程等について

(1) 会議予定 午前 10 時 ~

常任委員会 [委員長報告確認(委員会室)]

決算分科会委員長会議 [委員長報告確認(副議長室)]

京都スタジアム(仮称)検討特別委員会 [委員長報告確認(全員協議会室)]

~議会運営委員会事前調整~

議会運営委員会

会派会議

本会議 [議案採決]

(2) 議事日程

諸報告(会議録措置)

第1 第1号議案から第56号議案まで(委員長報告~表決)

第2 議第1号議案(委員長報告~表決)

第3 意見書案について(質疑、討論、表決)

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

第5 議員の派遣について(表決)

議事終了後、全国市議会議長会表彰伝達

(3) 討論通告期限

9月28日[本日]午後4時まで

2 人事議案について

3 意見書案について

- 1件【別紙№1】
- 発議者の決定

【裏面に続く】

- 4 議員の派遣について
- 全国都市問題会議
(期間) 10月6日～7日 (派遣場所)岡山市
(参加議員)田中議員、山本議員、福井副議長、菱田議員、小島議員、湊議員
 - 近畿市議会議長会
(期間) 10月18日 (派遣場所)大津市 (参加議員)西口議長
 - 平成28年度市町村職員等共同研修
(期間) 10月25日 (派遣場所)京都市
(参加議員)三上議員、富谷議員、小川議員、奥野議員、平本議員
- 5 議会運営の留意事項について【別紙№2】
- 6 広報広聴会議の報告について
- (1)議会報告会【別紙№3】
 - (2)わがまちトーク(自治会版)【別紙№4】
 - (3)次回の議会報告会
(日程) 11月8日(火)午後8時から
(場所)市役所市民ホール
(内容)決算審査の報告
- 7 次回定例会日程について
- 日程案【別紙№5】
- 8 その他
- (1)常任委員会の日程
総務文教常任委員会(月例) 10月21日(金) 13:30～
環境厚生常任委員会(月例) 10月26日(水) 13:30～
産業建設常任委員会(月例) 10月17日(月) 10:00～
 - (2)次回議会運営委員会(基本条例検証)の日程

議会運営の留意事項について

(参考) 地方議会運営辞典、議会運営の実際

1 一般質問について

(1) 一般質問とは

議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すもの。

(2) 通告制を採用する理由

通告によらない場合、執行機関で十分な答弁の準備ができず、議員にとっても不満足な答弁しか得られないという問題が生じ、充実した能率的な議会運営ができなくなるため、通告制を採用している。

(3) 通告にない質問をした際の取り扱い

執行機関は通告にない質問を受けたとき、答弁を留保することについてはやむを得ないと解されている。通告制を採っている以上、質問は通告した事項を中心とするべきである。議員が通告事項以外について論及する場合、議長は注意を促す。それでも通告外の事項について質問を続ける場合、議長は発言を禁止することができる。

亀岡市議会会議規則

(一般質問)

第 62 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

先例・申合せ

118 一般質問の項目は、具体的に通告する。

- 一般質問の項目は細分化し、具体的に記載する。「その他」「等」の表現は用いない。
- 一般質問の項目は、市政における一般事務に限る。
- 一般質問の項目は、重複のないよう会派内で調整を行う。

2 質疑について

(1) 質疑とは

議題となっている案件について、提案者の趣旨説明があった後、当該案件について疑義を質すもの。

(2) 質疑の目的

議題となっている案件について不明確な点について、提出者の説明や意見を質すためのものである。従って、質疑にあたっては自己の意見を述べることができない。委員会付託前に議員全員で案件の内容を聞き、疑義を解明し、ある程度の共通理解を持つことをねらいとしている。詳細な質疑は委員会審査の中で行う。

また、発言についての一般原則である、「発言内容の制限」(＝議題外にわたり又はその範囲を超えてはならないこと)が適用されることにも留意しなければならない。

(3) 委員長報告に対する質疑

委員会に付託した案件については、委員長に委員会の審査及び報告内容に関し、疑義を質すために質疑を行うこととしている。案件自体に質疑するものではないことにも留意する必要がある。

亀岡市議会会議規則

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 討論について

(1) 討論とは

表決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。討論の際、賛否の意見を明確に述べなければならない。

(2) 討論の意義

単に自己の賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手に自己の意見に同調させようと努めることを意義としている。

(3) 討論の制限

討論は、自己の賛否の意見の表明であり、賛否いずれともつかない討論はあり得ないものと解される。

(4) 討論の原則

ア 討論一人一回の原則

イ 討論交互の原則

亀岡市議会会議規則

(討論の方法)

第 53 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

4 発言（質問、質疑、発言等含む）の原則について

(1) 議長の許可を得て初めて発言できる。許可がない場合は「不規則発言」となる。

(2) 発言は簡潔明瞭に分かりやすく意を尽くさなければならない。

(3) 会議の議題に即した発言でなければならない。

(4) 冗長に渡ってはならない。

議会報告会（市民ホール）

開 催 次 第

司 会 （広報広聴会議委員長）

- | | | | |
|---|--------------------|-------------|-------|
| 1 | 開 会 | | 1 分 |
| 1 | 開会挨拶 | （議長） | 3 分 |
| 1 | 出席議員紹介 | | |
| 1 | 議会報告 | | |
| | 決算特別委員会 | （委員長） | 1 7 分 |
| | 総務文教常任委員会 | （委員長） | 5 分 |
| | 環境厚生常任委員会 | （委員長） | 5 分 |
| | 産業建設常任委員会 | （委員長） | 5 分 |
| | 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会 | （委員長） | 3 分 |
| 1 | 質疑応答 | | 2 0 分 |
| 1 | 閉会挨拶 | （広報広聴会議委員長） | 1 分 |
| 1 | 閉 会 | | |

- | | | |
|---|--------|----------|
| * | 受付担当 | （富谷）（並河） |
| * | 写真担当 | （竹田）（奥村） |
| * | 要約筆記担当 | （奥村）（富谷） |
| * | マイク担当 | （並河）（富谷） |
| | 集合時間 | 1 9 時 |

わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場	千歳町 10.27(木) 20:00 ~ (千歳町自治会館)	本梅町 10.29(土) 13:30 ~ (ほんめ町ふれあいセン ター)	千代川町 1.14(土) 20:00 ~ (千代川町自治会館)	東本梅町 1.17(火) 20:00 ~ (東本梅町ふれあいセン ター)	畑野町 1.18(水) 20:00 ~ (畑野町公民館)
司 会					
開会挨拶					
総務文教常任委員会	石野議員	三上議員	山本議員	奥野議員	奥野議員
	堤議員	奥野議員	竹田議員	田中議員	木曾議員
環境厚生常任委員会	酒井議員	奥村議員	小川議員	平本議員	奥村議員
	馬場議員	富谷議員	平本議員	福井副議長	馬場議員
産業建設常任委員会	並河議員	並河議員	小島議員	齊藤議員	藤本議員
	明田議員	齊藤議員	湊議員	菱田議員	湊議員
閉会挨拶					
受付担当					
写真担当					
要約筆記担当					
マイク担当					
会場責任者					
広聴部会	奥村議員	菱田議員	富谷議員、並河議員	奥村議員	竹田議員
集合時間	19:00	12:30	19:00	19:00	19:00
事務局					

平成 2 8 年 1 2 月 亀岡市議会定例会日程（案）

（会 期 1 8 日間）

日	曜日	行 事	備 考
11/25	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	議員団研修（午後）
26	土		
27	日		
28	月	定例会招集告示、議会運営委員会	幹事会、会派会議
29	火		
30	水		
12/1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	定例会開会 < 一般質問通告期限：12:00 請願書提出期限：17:00 >	
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火	一般質問、議会運営委員会(追加議案) < 質疑通告期限：一般質問終了時 >	幹事会
14	水	一般質問	
15	木	一般質問（追加議案提案） 総務文教常任委員会、本会議再開（採決）	総務文教常任委員会審査、 本会議採決（給与関係議案）
16	金	総務文教常任委員会（予定）	
17	土		
18	日		
19	月	環境厚生常任委員会（予定）	
20	火	産業建設常任委員会（予定） < 意見書提出期限：委員会終了時 >	
21	水	委員会予備日、議運 < 討論通告：16:00 >	幹事会、会派会議
22	木	常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

一般質問順序 1 公明 2 新清流 3 共産 4 緑風